

みどりの食料システム戦略について

令和6年11月27日
農林水産省九州農政局鹿児島県拠点

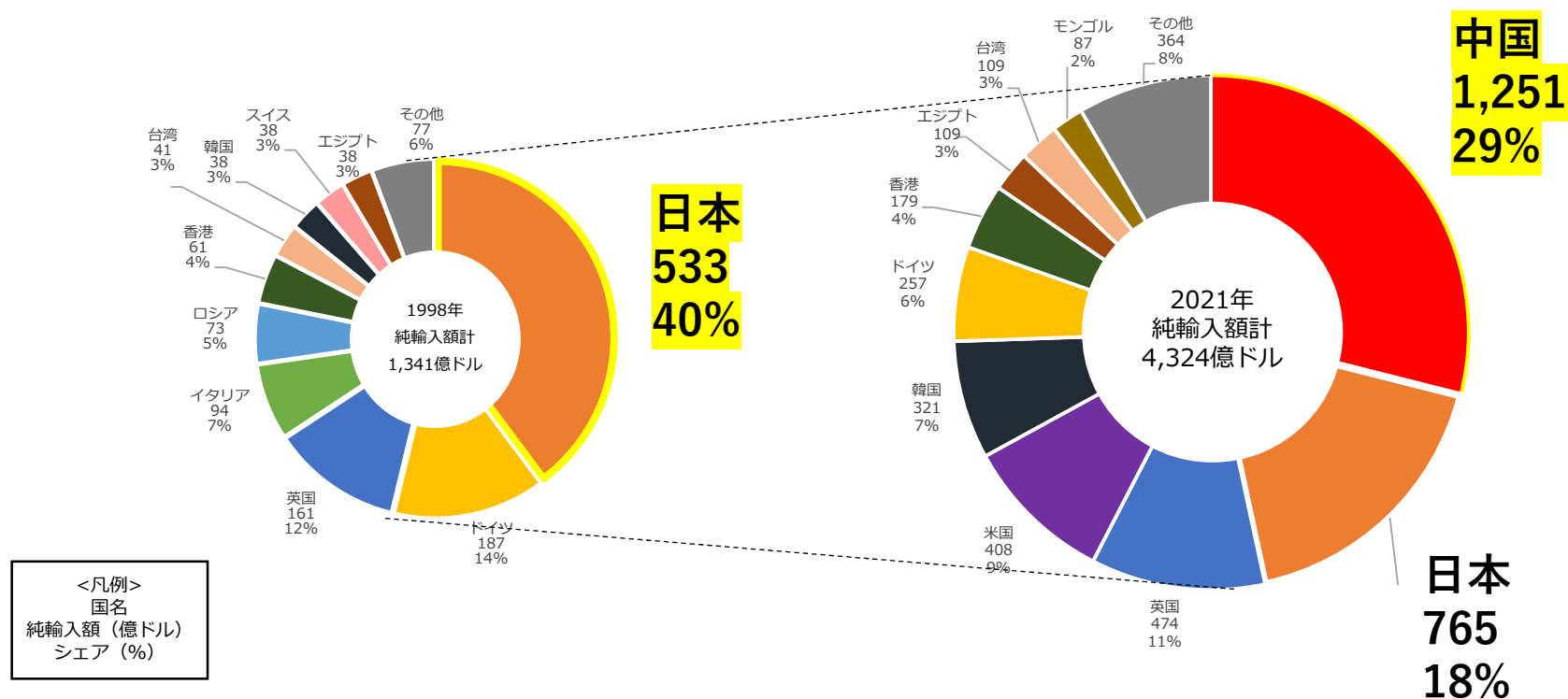
食料・農業・農村基本法の改正

**（これからは、「食料安全保障」、
「環境と調和のとれた食料システムの確立」も政策の柱に）**

先々、日本の食料の調達に不安！

- ・ 1998年当時、日本は世界 1 位の農林水産物の純輸入国。
- ・ 近年、経済成長が著しい中国が輸入を増やし、プライスメーカー的な地位になりつつある中、日本がそれに左右されることとなる可能性。

農林水産物純輸入額の国別割合



資料：「Global Trade Atlas」を基に農林水産省作成
 注：経済規模とデータ制約を考慮して対象とした41か国のうち、純輸入額（輸入額-輸出額）がプラスとなった国の純輸入額から作成。

(参考) 食料自給率の推移

食料自給率（カロリーベース）は、
米中心の「日本型食生活」からパンや肉類等中心の「欧米型食生活」への変化の影響等により、
昭和40年～平成10年頃にかけて低下してきたが、その後は、40%程度で推移。

- 食料自給率とは、国内の食料全体の供給に対する食料の国内生産の割合を示す指標。
- 分子を国内生産、分母を国内消費仕向として計算。

食料自給率

$$= \frac{\text{国内生産}}{\text{国内消費仕向}}$$

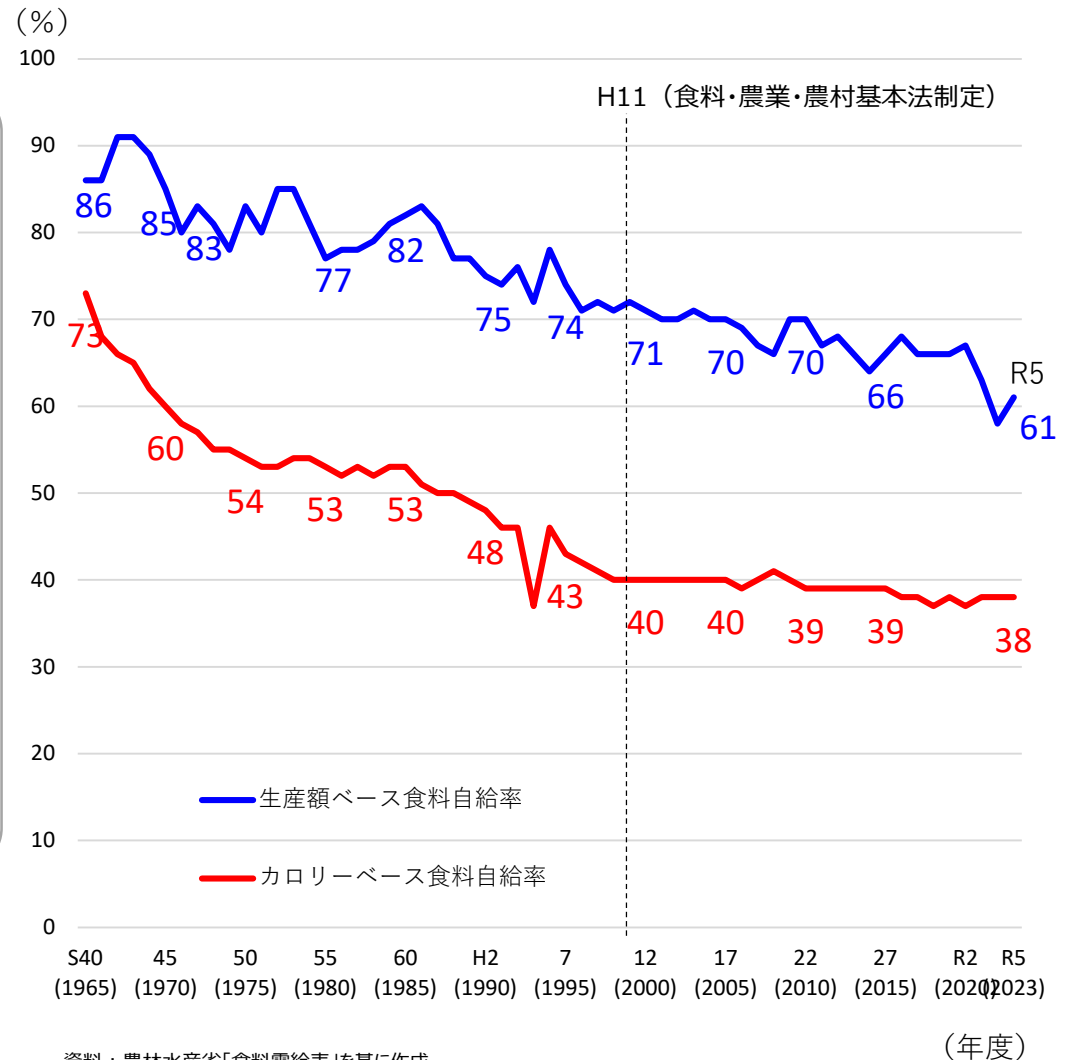
$$= \frac{\text{国内生産 (輸出向けの生産を含む)}}{\text{国内生産 (同上) + 輸入 - 輸出土在庫増減}}$$

(参考) 米の一人当たり年間消費量

S37年 : 118.3kg → R4年 : 50.9kg

(茶わん約5.4杯)

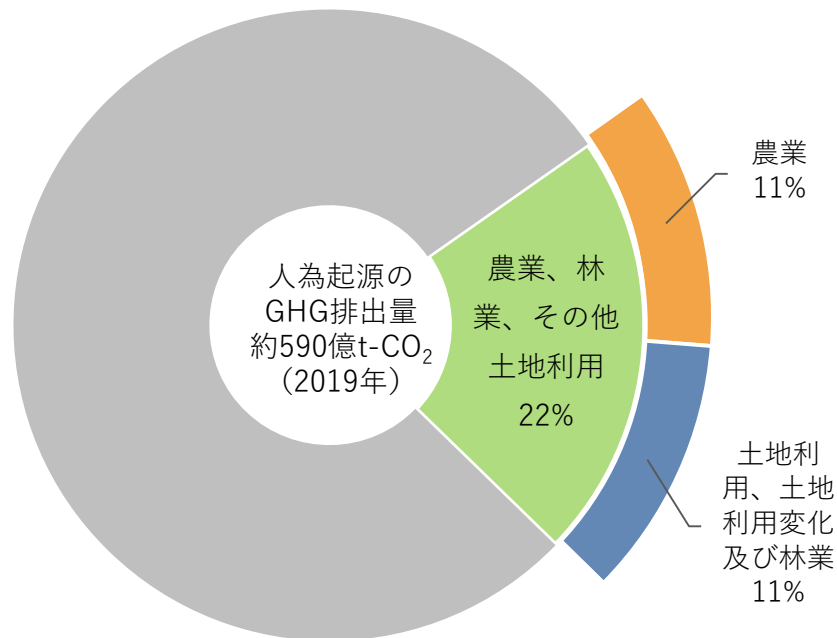
(茶わん約2.5杯)



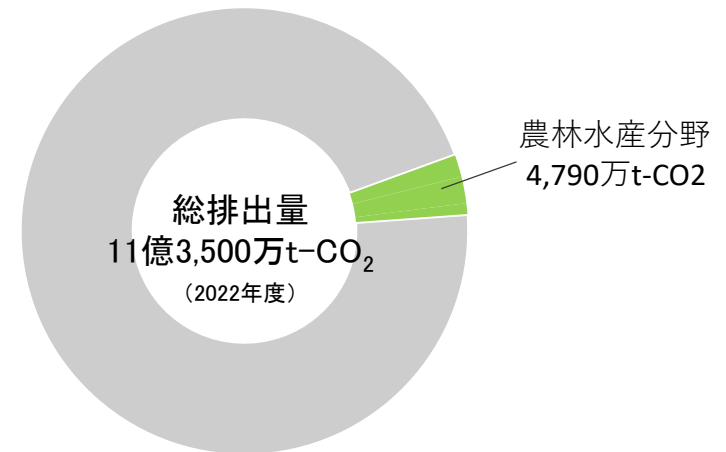
地球環境問題リスクへの対応が急務！

- ・ 世界のGHG（温室効果ガス）の排出量は590億 t。
- ・ 日本の排出量は約11億 t であり、そのうち農林水産分野は4,790万 t。
- ・ 持続可能な社会の実現に向けて、全産業分野での対応が必要。

世界（約590億 t）



日本（約11億 t）



単位：億t-CO₂換算

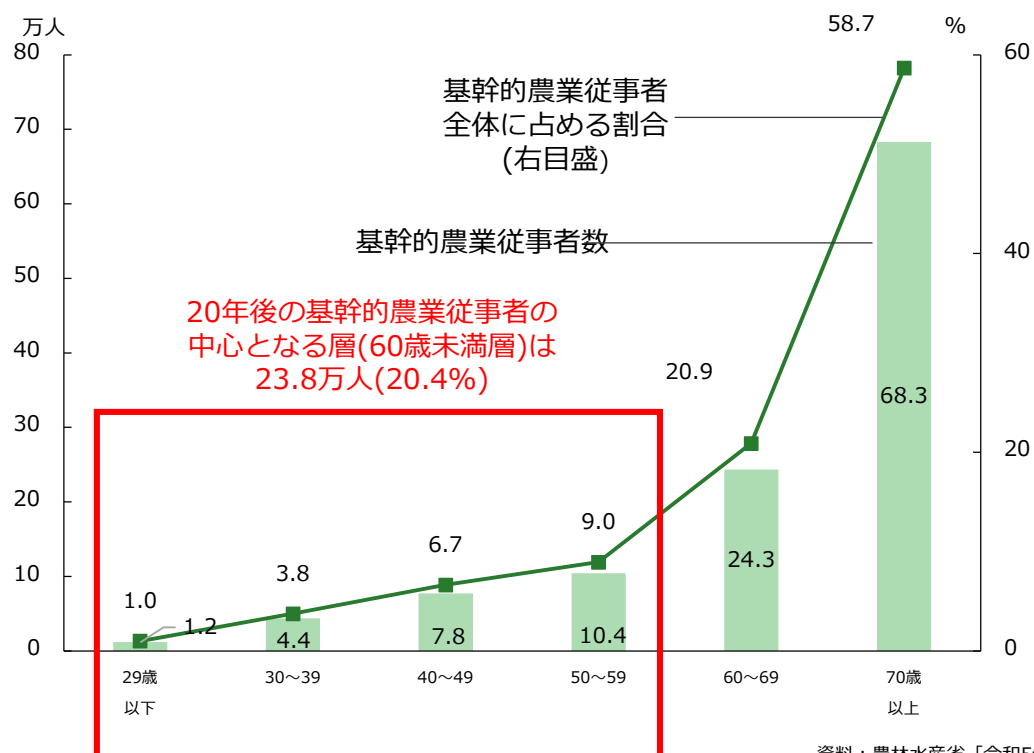
* 「農業」には、稲作、畜産、施肥などによる排出量が含まれるが、燃料燃焼による排出量は含まない。

出典：「IPCC 第6次評価報告書第3作業部会報告書（2022年）」を基に農林水産省作成

出典：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ」を基に農林水産省作成

基幹的農業従事者数の減少、高齢化への対応が急務！

- 我が国の人口減少・高齢化が進展する中で、
基幹的農業従事者数は、2000年の約240万人から2023年には約116万人と半減。
- 20年後の基幹的農業従事者の中心となることが想定される60歳未満層は、全体の約2割の24万人程度にとどまっており、農業の持続性を確保するための対応が必要。



基幹的農業従事者の平均年齢
68.7歳

資料：農林水産省「令和5年農業構造動態調査」を基に作成

注：1) 2023年2月1日時点の数値

2) 「基幹的農業従事者」は、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

食料・農業・農村基本法の改正

(第213回通常国会において改正法案は成立。6月5日に公布・施行)

見直しの4つの方向性

世界人口の増加や食料生産の不安定化によって、いつでも、安く、食料が手に入る時代ではなくなる!?

1. 皆さんに食料を届ける力の強化

- 不測時だけではなく、国民一人一人に食料が行き届くよう、**平時から、食料安全保障**に向けて取り組みます。
- 国内農業生産を増大しつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用などにより、**安定した食料供給**を図ります。
- 食料品店の減少やラストワンマイル問題などにより、食料品の入手に困難が生じないよう、**食料を届ける力**を整えます。
- 輸出を応援**し、農業・食品産業の維持・発展を目指します。
- 農産物等について、**消費者の理解**を得ながら、食料システム全体の中で**合理的な価格形成**を行うための仕組みについて検討します。

将来にわたって農業・食品産業を持続するために必要なことは?

2. 次世代へつなぐ、環境にやさしい農業・食品産業への転換

- 環境にやさしい持続可能な農業を展開**するため、有機農業などを全国に広めます。
- 生産、加工、流通、小売といった**食の関係者全員で、温室効果ガスの削減や食品ロス削減**などを目指します。

農業生産を維持するためにどうする? 20年後には農業者が現在の1/4程度になる!?

3. 新たな技術も活用した、生産性の高い農業経営

- 生産性の高い農業**ができるよう、農地の集積・集約化など環境を整備します。
- スマート農業をはじめとした**新技術や新品種の導入**などにより、更なる生産性の向上を目指します。

農村を元気にするために何ができる? 農村の地域社会が維持できなくなる!?

4. 農村・農業に関わる人を増やし、農村や農業インフラを維持

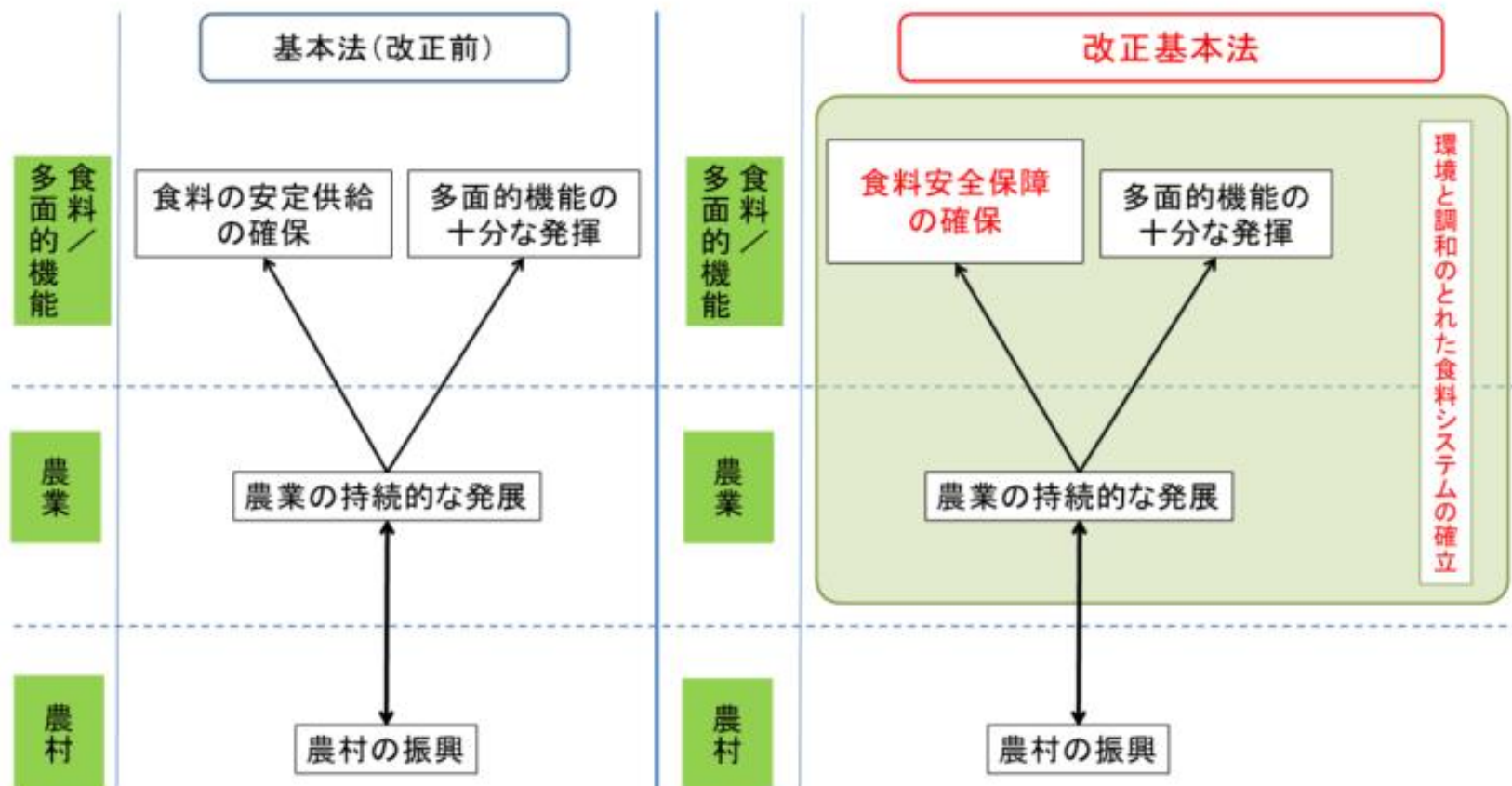
- 農業者、非農業者にかかわらず、新たな就業機会を確保するための取り組みを進めます。
- 農業インフラについて、**ICT導入やDXの取組等による作業の効率化**を進めます。
- 用排水路などを管理しやすいものに整備**し、保全管理しやすくするよう取り組みます。
- 人手不足な状況においても、農業者以外の参画を促進し、**農業インフラを地域全体で維持管理**していく取組を進めます。

食料・農業・農村基本法
ホームページ



改正食料・農業・農村基本法の基本理念の関係性（イメージ）

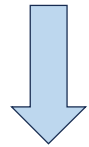
- ① 認定農業者などの担い手を育成しつつ、農地の集積などを進めながら、効率的な農業経営を推進する「産業政策」と、
- ② 担い手以外の農業者なども含めて農村・農地を維持する取組を推進する「地域政策」は、車の両輪としてそれぞれの政策を展開しつつ、新たに「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」のための施策も推進。



※ 改正基本法の下、新たな食料・農業・農村基本計画を策定 → 令和7年3月目途 7

(参考) 戦後農政の大きな流れ

昭和20年

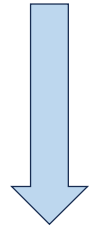


戦後農政



- ・ 農地解放（自作農）（約200万ha→約470万戸）
- ・ 農村の貧困追放と都市への食料供給
(S17:食糧管理法、S22:農協法、S22:農業災害補償法、S27:農地法 など)

昭和36年



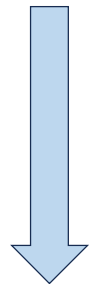
農業基本法農政

S 36 農業基本法



- ・ 生産性の向上、農業所得の増大（農工間の所得格差の是正）
- ・ 自立農家の育成
- ・ 米麦中心の生産から、畜産、野菜、果樹等需要が拡大する作物への生産転換（選択的拡大）

平成4年



新農政

H 4 新しい食料・農業・農村政策



- ・ 「農業」に加え、「食料」・「農村」という視点から施策を構築
- ・ 効率的かつ安定的な農業経営体の育成（他産業並みの労働時間、生涯所得）
(H5:農業経営基盤強化法 など)
- ・ 市場原理の一層の導入

平成11年

新基本法農政

H 11 食料・農業・農村基本法



- ① 食料の安定供給の確保
- ② 多面的機能の十分な発揮
- ③ 農業の持続的な発展
- ④ 農村の振興

⇒ 食料自給率目標の導入

(カロリーベース 昭和40年度：73%→令和5年度：38%)

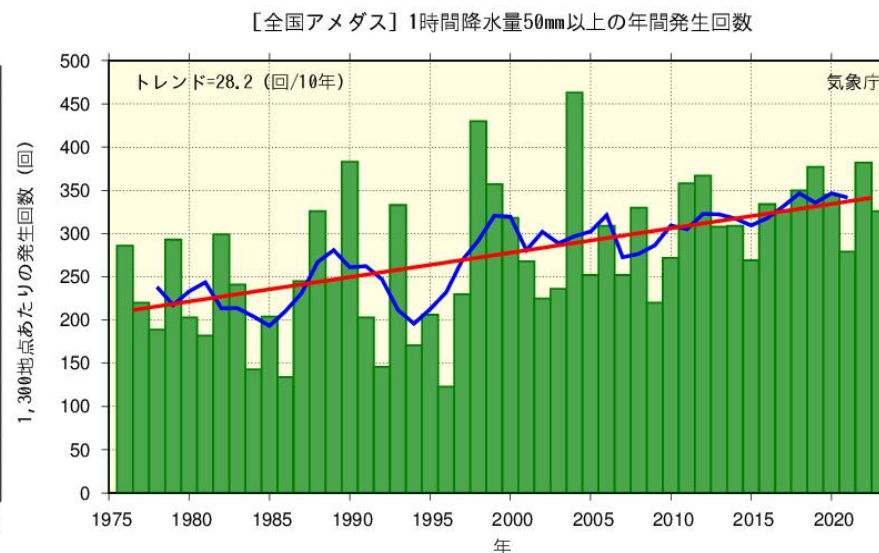
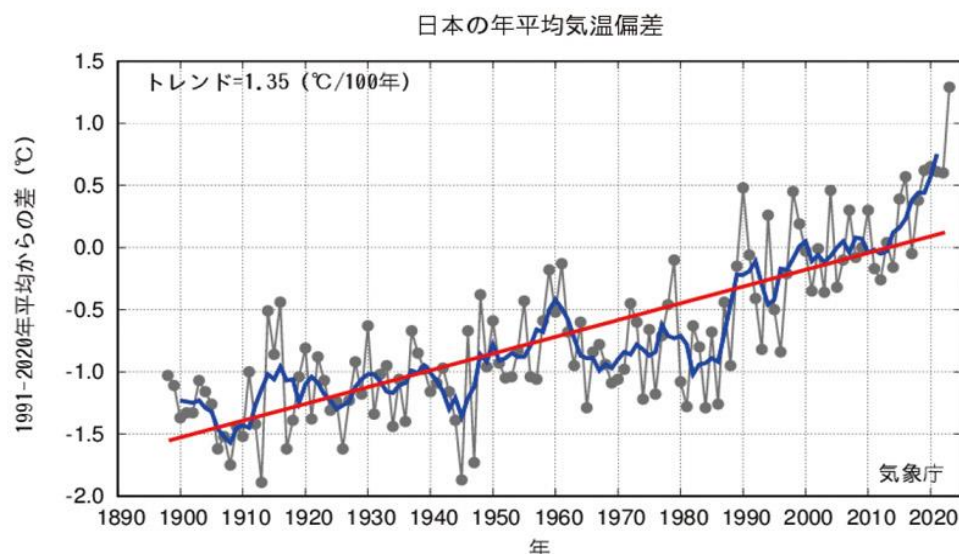
環境と調和のとれた食料システムの確立



「みどりの食料システム戦略」
(環境にやさしい農業に転換するのはなぜ?)

地球温暖化は社会的な問題です！

- 日本の平均気温は、100年あたり1.35℃の割合で上昇
- 2023年の年平均気温は、
統計を開始した1898年（明治31年）以降、最も高い値
- 集中豪雨の発生回数も増加傾向



- ・ 全国各地での記録的な豪雨や台風等による被害が頻発
- ・ 作物の収量減少・品質低下、漁獲量の減少など、国民の生活にも悪影響



九州北部豪雨（2017年）



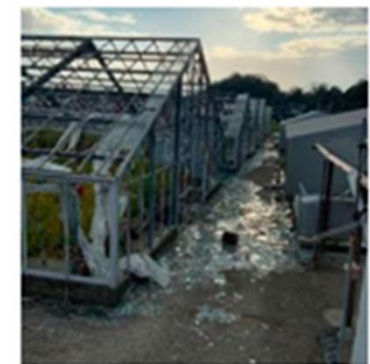
山形・秋田大雨
（2024年）



熊本豪雨（2020年）



河川氾濫によりネギ畑が冠水
（2023年秋田県）



台風で被災したガラスハウス
（2019年房総半島）

今年も暑い日が続いています！

	1983年	1993年	2003年	2013年	2023年	2024年※
東京都	37.1℃	32.9℃	34.3℃	38.3℃	37.7℃	37.3℃
鹿児島県	36.7℃	32.8℃	35.1℃	36.9℃	35.6℃	37.2℃
沖縄県	33.7℃	33.2℃	34.5℃	30.7℃	33.5℃	34.8℃

平成5年
米騒動

※8月19日時点

ちなみに、

日本の観測史上最高気温は、41.1℃

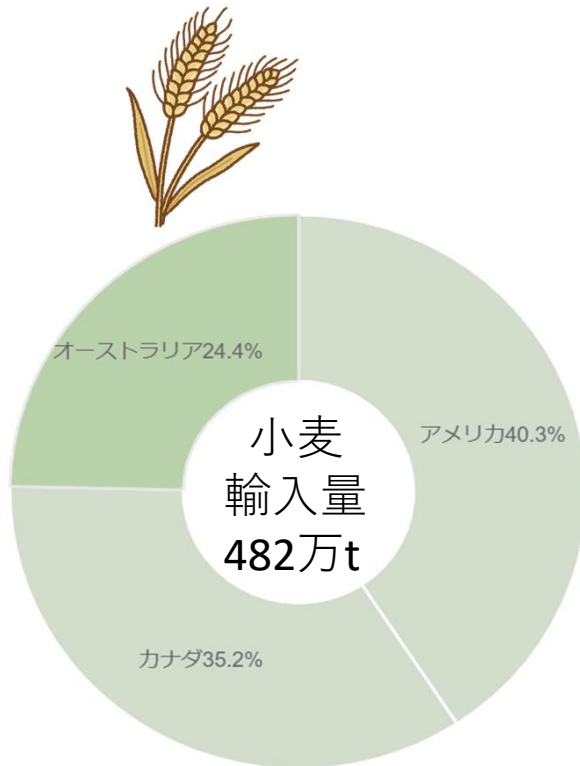
埼玉県熊谷市（2018.7.23）、静岡県浜松市（2020.8.17）

鹿児島県の観測史上最高気温は、39.0℃

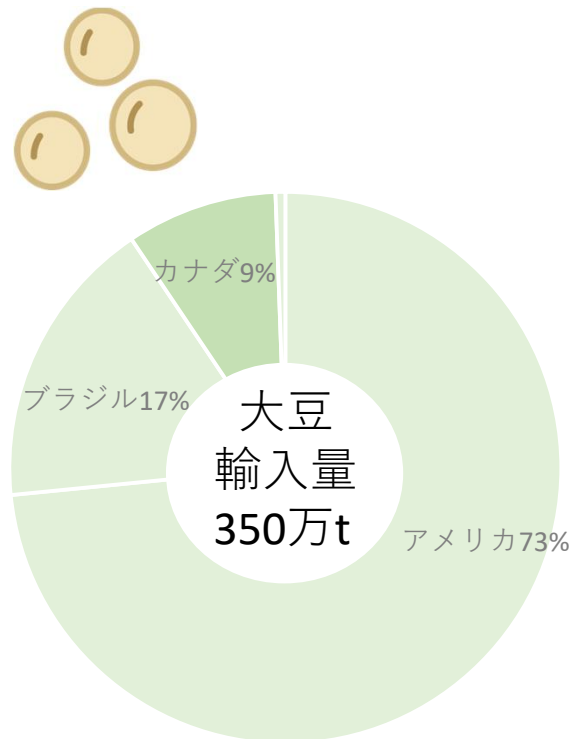
鹿児島市（2013.8.8）

穀物の輸入依存度が高いです！

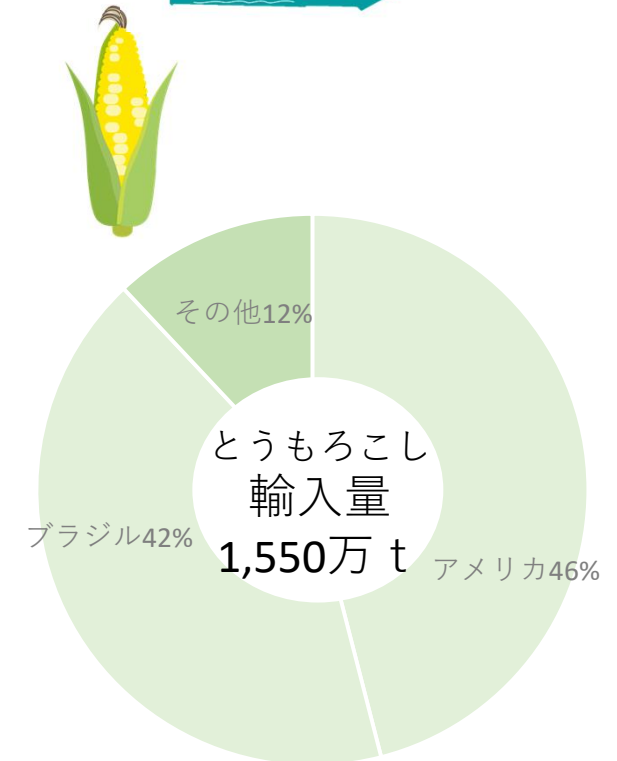
- 消費量約3,300万 t のうち約2,400万 t （約7割）を輸入



資料：令和4年



資料：令和4年



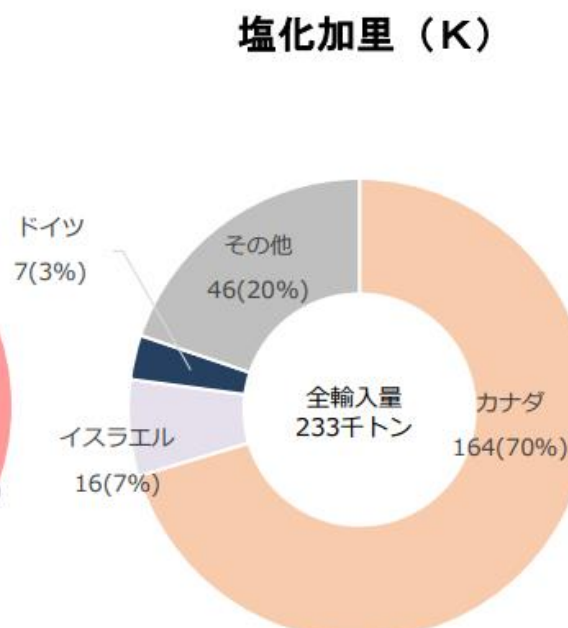
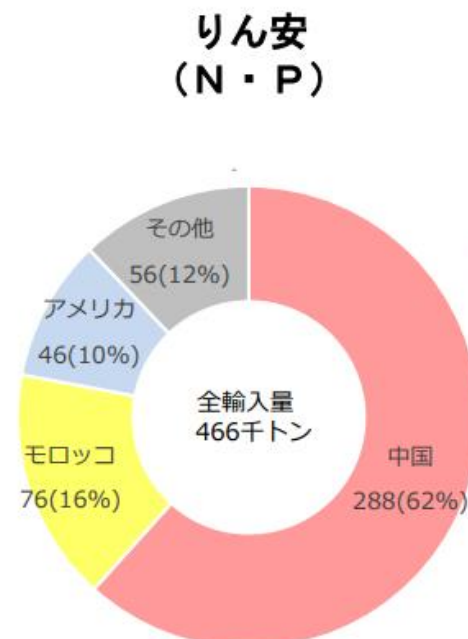
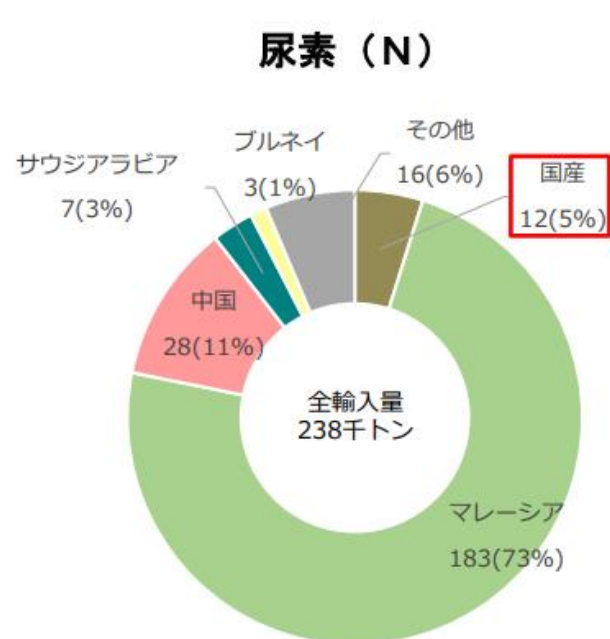
資料：令和5年



化学肥料・農薬の原料も海外からの輸入です！

- 化学肥料原料の主原料のほぼ全量を輸入

R 4 肥料年度（令和 4 年 7 月～令和 5 年 6 月）

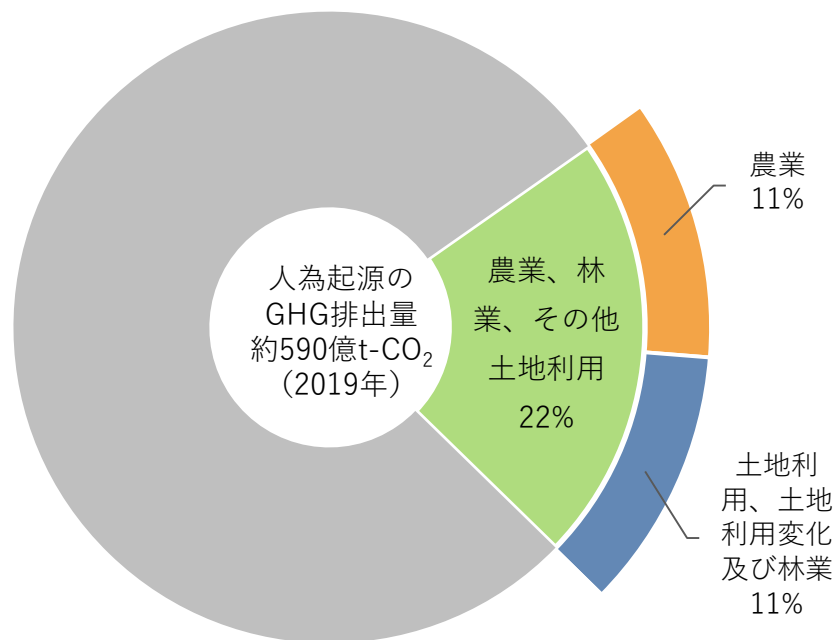


資料：農林水産省作成

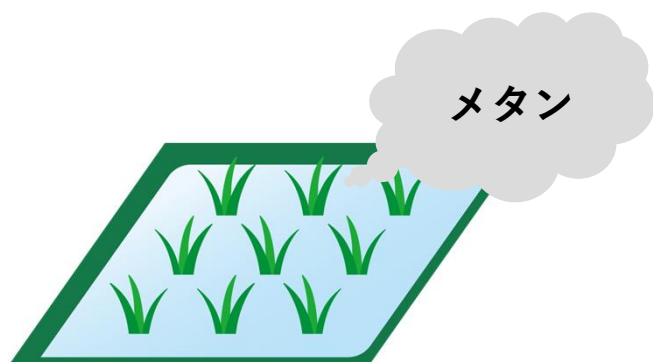
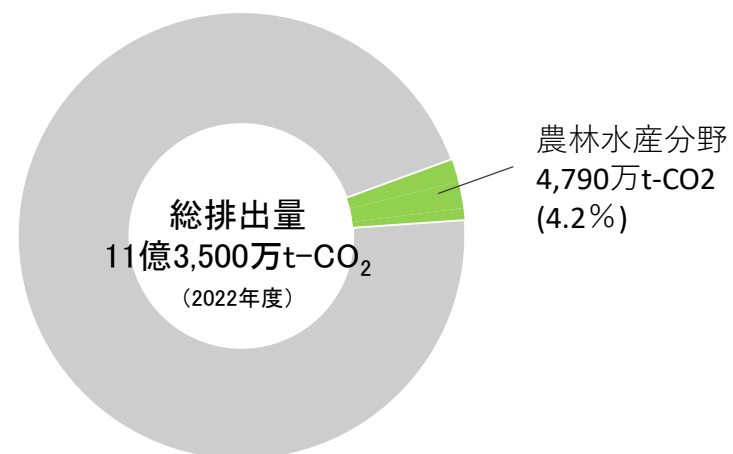


農業も環境に影響を与えています！

世界（約590億 t）



日本（約11億 t）



主要国は、以前から、環境政策を進める戦略を策定し、実行しています！

EU

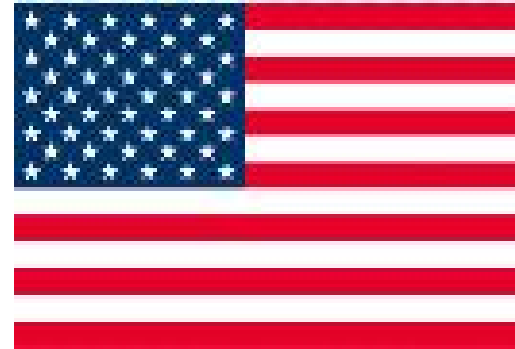


**「Farm to Fork戦略」
(2020.5)**

2030年までに

- ・化学農薬の使用及びリスクを50%減
- ・有機農業を25%に拡大

USA



**「農業イノベーションアジェンダ」
(2020.2)**

2050年までに

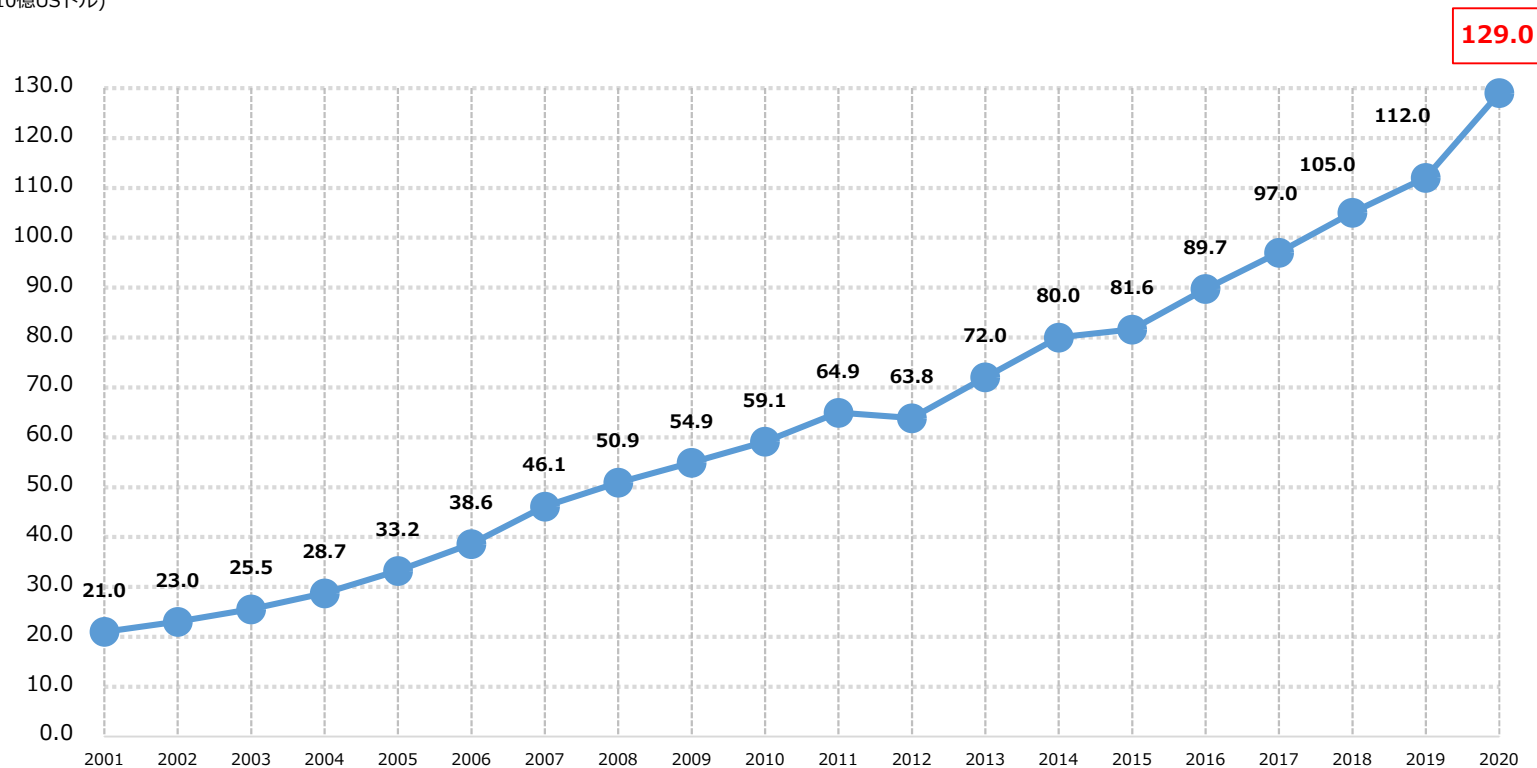
- ・農業生産量40%増加と
環境フットプリント半減

(注) 環境フットプリントとは、人体の健康、生活の質、生態系など複数の環境影響領域を評価し、一定の算定基準で数値化する方法。

世界の有機食品売上額は、 2020年で約1,290億ドルであり、 継続して増加しています！

世界の有機食品売上額の推移

(10億USドル)

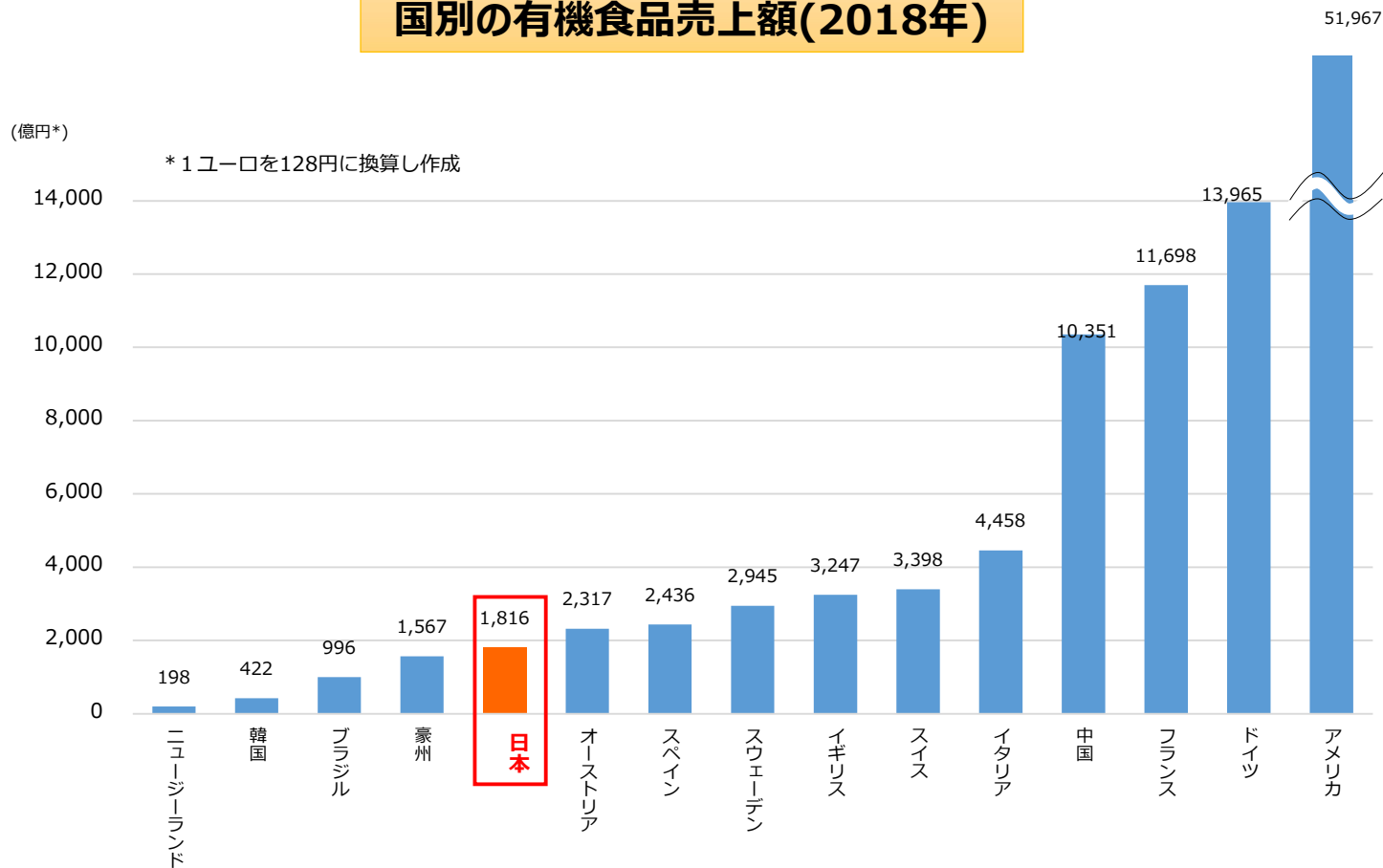


資料 : FiBL&IFOAM「The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2010~2022」

を基に農林水産省農業環境対策課にて作成

国別の売り上げ額は、 アメリカが5兆円超、 ドイツ、フランス、中国が1兆円超です！

国別の有機食品売上額(2018年)

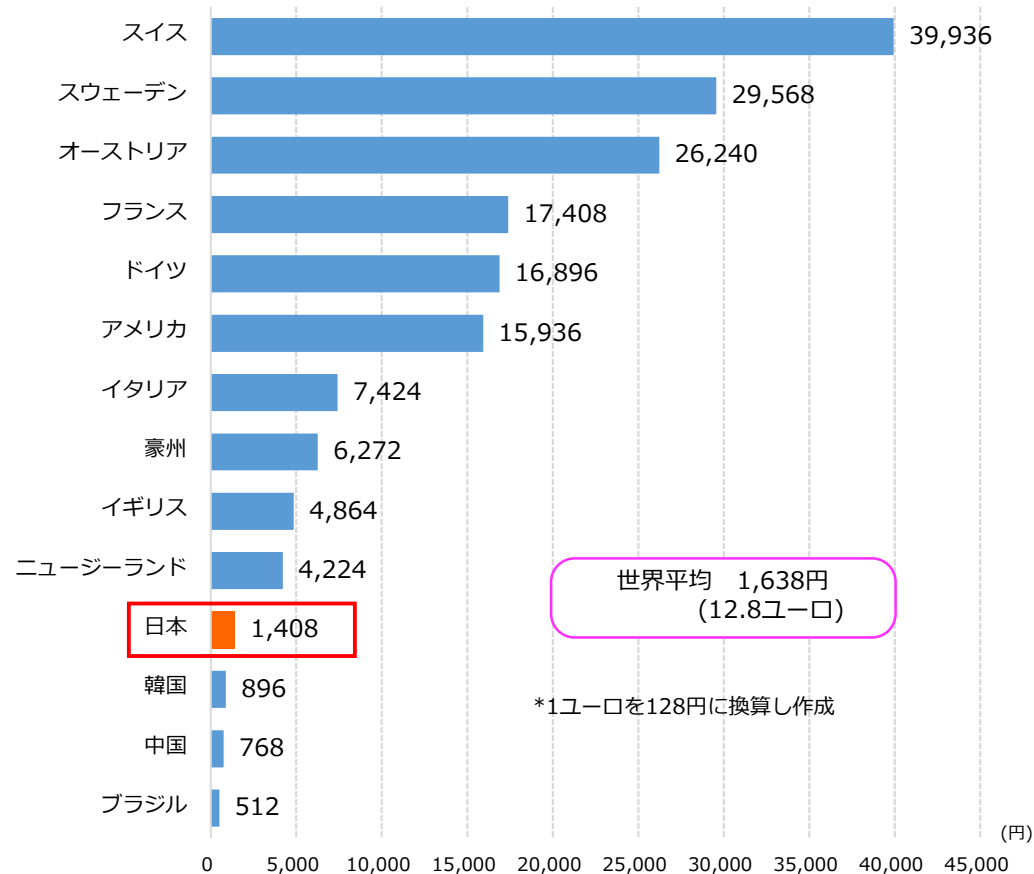


資料 : FiBL&IFOAM「The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2020」を基に農林水産省農業環境対策課にて作成

国別の1人あたりの年間有機食品消費額は、 スイスや北欧諸国で高い傾向です！

（日本は1,408円であり、主要国の中では低位）

国別1人あたりの年間有機食品消費額（2018年）



資料：FiBL&IFOAM「The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2019」を基に農林水産省農業環境対策課にて作成

国内の市場規模は、人口減少や高齢化に伴い、縮小！ 一方、世界の農産物マーケットは、 人口の増加に伴い、拡大する可能性があります！

国内市場の変化

	1990年	2020年	▲ 20%	2050年
人口	1億2,361万人	1億2,586万人		1億190万人
高齢化率 (65歳以上の割合)	12.1%	28.7%		37.7%
飲食料の マーケット規模	72兆円	84兆円 (2015年)		
農業総産出額	11.5兆円	8.9兆円		

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」
農林水産省「農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表（飲食費のフローを含む。）」、「生産農業所得統計」

人口減少、高齢化に伴い、
国内の市場規模は縮小

※日本の人口は、
2008年（1億2,808万人）をピークに減少。

海外市場の変化

	1990年	2020年	+ 30%	2050年
人口	53億人	78億人		98億人
飲食料の マーケット規模 (主要国)	—	890兆円 (2015年)	→ 1,360兆円 (2030年)	
農産物貿易額	4,400億ドル (約42兆円) (1995年)	1兆5,000億ドル (約166兆円) (2018年)		

世界の農産物マーケットは拡大の可能性

- ・日本の農林水産業GDP（2019年）
世界8位
- ・日本の農産物輸出額（2019年）
世界50位

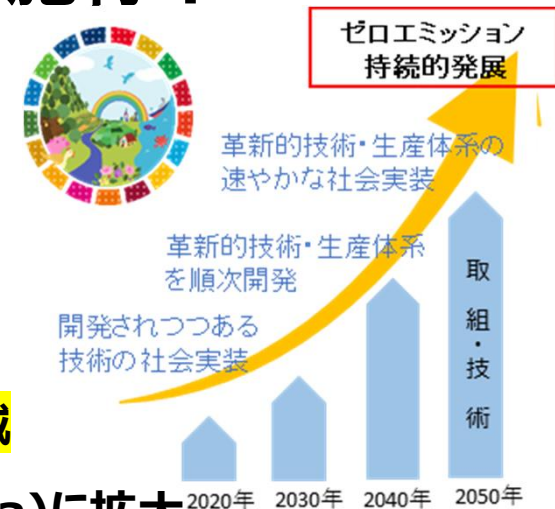
資料：国際連合「世界人口予測・2017年改訂版」、農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」、FAO「世界農産物市場白書（SOCO）：2020年報告」

このような課題に対応するため、2050年を目標に、 「みどりの食料システム戦略」を策定しました！

(令和3年5月)

令和4年に、「みどりの食料システム法」を施行！

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- (注) CO2ゼロエミッション化とは、2050年までに化石燃料起源のCO2排出量をゼロにすること。
- **化学農薬の使用量 (リスク換算) を50%低減**
- **輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減**
- 耕地面積に占める**有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大**



経済



持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換
(肥料・飼料・原料調達)
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
など

社会



国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した
健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
など

環境



将来にわたり安心して 暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替による
カーボンニュートラルへの貢献
など

(参考) みどりの食料システム法の概要

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための
環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
(令和4年法律第37号、令和4年7月1日施行)

制度の趣旨

みどりの食料システムの実現 ⇒ 農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保

みどりの食料システムに関する基本理念

- ・ 生産者、事業者、消費者等の連携
- ・ 技術の開発・活用
- ・ 円滑な食品流通の確保 等

関係者の役割の明確化

- ・ 国・地方公共団体の責務（施策の策定・実施）
- ・ 生産者・事業者、消費者の努力

国が講ずべき施策

- ・ 関係者の理解の増進
- ・ 技術開発・普及の促進
- ・ 環境負荷低減に資する調達・生産・流通・消費の促進
- ・ 環境負荷低減の取組の見える化 等

基本方針（国）

協議 ↑ ↓ 同意

基本計画（都道府県・市町村）

申請 ↑ ↓ 認定

申請 ↑ ↓ 認定

環境負荷低減に取り組む生産者

生産者やモデル地区の環境負荷低減を図る取組に関する計画
(環境負荷低減事業活動実施計画等)

※環境負荷低減：土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減、温室効果ガスの排出量削減 等

【支援措置】

- ・ 必要な設備等への資金繰り支援（農業改良資金等の償還期間の延長（10年→12年）等）
- ・ 行政手続のワンストップ化*（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認等）
- ・ 有機農業の栽培管理に関する地域の取決めの促進*

*モデル地区に対する支援措置

新技術の提供等を行う事業者

生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等の取組に関する計画
(基盤確立事業実施計画)

【支援措置】

- ・ 必要な設備等への資金繰り支援（食品流通改善資金の特例）
- ・ 行政手続のワンストップ化（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認）
- ・ 病虫害抵抗性に優れた品種開発の促進（新品種の出願料等の減免）

- ・ 上記の計画制度に合わせて、必要な機械・施設等に対する投資促進税制、機械・資材メーカー向けの日本公庫資金を措置

鹿児島県も、みどり食料システム法の下、 環境負荷の低減に関する目標を策定しています！

【みどりの食料システムの実現に向けた指標】

化学農薬の使用量の減少 34kg/ha ⇒ 31kg/ha (R12)

化学肥料の使用量の減少 272kg/ha ⇒ 218kg/ha (R12)

有機農業取組面積の拡大 999ha ⇒ 2,000ha (R13)

(有機JAS認証取得割合) (80%) (90%)

バイオマス利用拡大 88% ⇒ 96% (R7)

産業部門における温室効果ガスの排出量の減少

2,388千トンCO₂ ⇒ 1,308千トンCO₂ (R12)

注1) 化学農薬使用量は、県内の農薬流通量（経営技術課調べ）を、延べ耕地面積で除したもの、目標は国基本方針の化学農薬使用量低減目標に準ずる。

注2) 化学肥料使用量は、主要肥料(10種類)都道府県別出荷量（（一財）農林統計協会「ポケット 肥料要覧」より）を延べ耕地面積（飼肥料作物を除く）で除したもの、目標は国基本方針の化学肥料使用量低減目標に準ずる。

注3) 有機農業取組面積及び有機JAS認証取得割合は、「鹿児島県有機農業推進計画」（令和3年3月）、バイオマス利用率は、「鹿児島県バイオマス活用推進計画」（平成29年3月）、産業部門における温室効果ガス排出量は「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」（令和5年3月）による。

農業者は、 温室効果ガスを減らす取組を始めています！

**堆肥等の地域資源を活用
した肥料**
(JA鹿児島県経済連など)



ミドリッチ茶1号、ミドリッチ茶2号、アグリッチ888

堆肥を使うことで
化学肥料の使用量
が減り、温室効果
ガスを減らす
ことができます。

**田植機やトラクター、無人ヘリを活用した
可変施肥**（土壌等の状況に応じて適量の肥料を投入）



ドローンや衛星によるセンシング等により得られ
たデータを活用し、土壌や生育状況に応じて適切
に肥料を散布。

これにより化学肥料の使用量が減り、
温室効果ガスを減らすことができます。

化学肥料・化学農薬の低減の実証（鹿児島県）

「グリーンな栽培体系への転換サポート」（グリサポ、農林水産省事業）を活用した
環境負荷低減技術の取組状況

【地域グリサポ】

年度	市町村名	取組内容
R 4	① 志布志市	【ピーマン】 土壌還元消毒と天敵利用
	② 南大隅町	【いんげん】 天敵と防虫ネット利用等
	③ 姶良市・伊佐市	【水稻】 雑草抑制ロボットと水位センサー
	④ 日置市	【茶】 ペレット堆肥と省力防除体系
R 5	⑤ 和泊町	【キク】 土壌改良剤と畝連続使用
	⑥ 日置市	【大麦若葉・甘藷】 ペレット堆肥と液肥活用

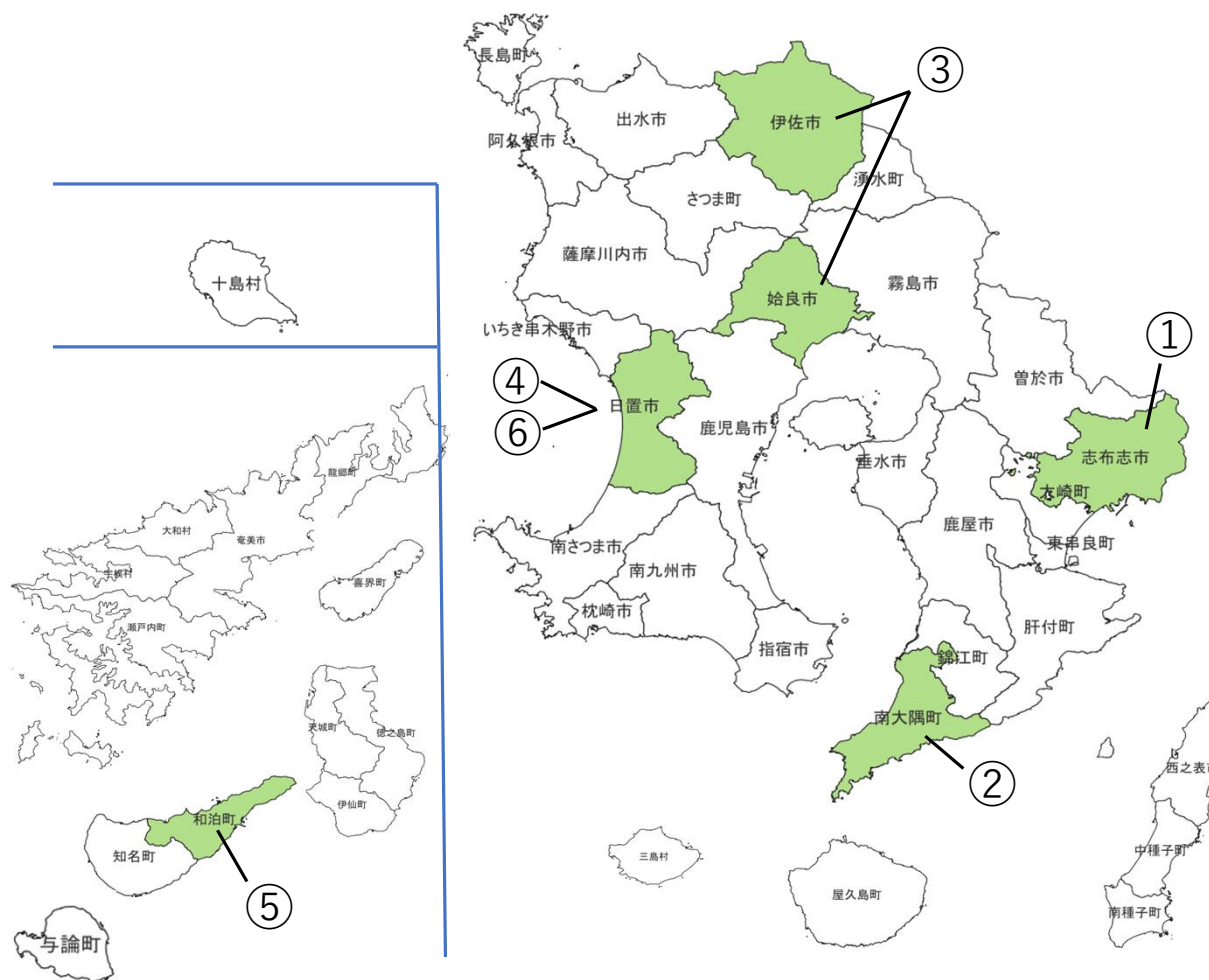
※令和6年度は、南種子町、伊仙町、和泊町での取組を予定。

【県域グリサポ】

令和6年度からは、グリーンな栽培体系を県域に展開するため、実証ほ場の設置、現地検討会、研修会等を開催。
(取組計画 = 6件)

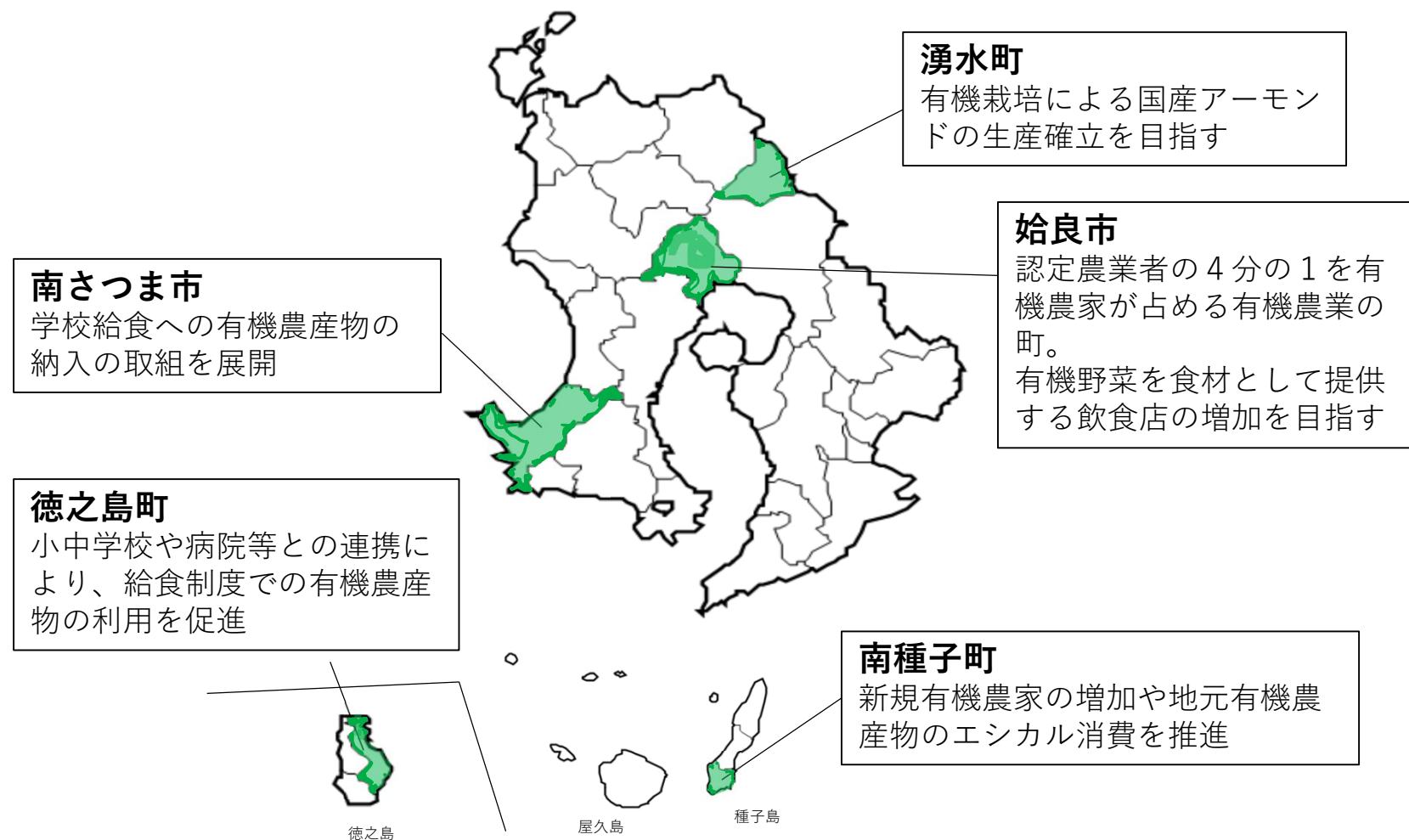
【取組計画例】

実証技術：二段局所施肥
対象品目：露地野菜（キャベツ等）
実証技術普及対象地域：大隅、曾於、南薩



(参考) 「オーガニックビレッジ」に取り組んでいる鹿児島県の自治体

※「オーガニックビレッジ」とは、みどりの食料システム戦略推進交付金（有機農業産地づくり推進（緊急）事業）を活用し、有機農業の産地づくり等に取り組んでいる自治体。

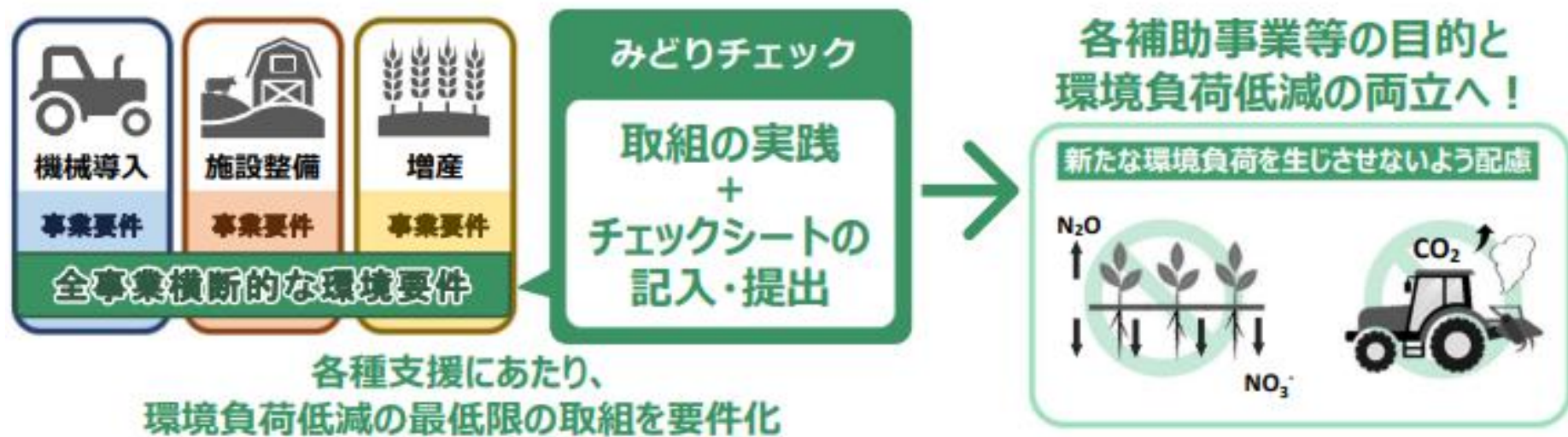


※令和6年8月30日時点で、**鹿児島県は5市町**

「みどりチェック」の取組について

クロスコンプライアンス（みどりチェック）

- 環境負荷低減の取組を推進するため、
農林水産省の全ての補助事業等において、
チェックシート方式により、
最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化。



みどりチェック 手続きの流れ

(環境負荷低減のクロスコンプライアンス)

～ 令和7年度から、報告時のチェックシート提出と報告内容の確認が始まります！ ～

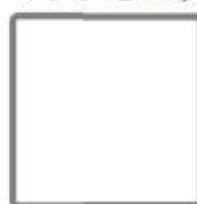
① 申請



申請時
(します)



報告時
(しました)



R 6 年度予算～ 試行実施開始

事業申請時に、チェックシートをよく読み、該当するすべての項目の「します」欄にチェックを付けて提出します。※



② 取組の実践



R 6 年度予算～ 試行実施開始

事業実施期間中、事業を行う際に、環境負荷低減の取組を実践します。



..... ここまでは実施中！

③ 報告



申請時
(します)



報告時
(しました)



R 7 年度予算～ 試行実施開始

事業の完了報告時に、実践した内容を踏まえ、該当するすべての項目の「しました」欄にチェックを付けて提出します。※

④ 確認



R 7 年度予算～ 試行実施開始

国の担当者が、現地での目視・聞き取り等により取組内容を確認します。確認の対象者はチェックシートを提出した方の中から一部を抽出して決まります。

※ チェックシートの様式や提出のタイミングは事業によって異なりますので、必ず各事業の要綱・要領をご確認ください。

令和6年度環境保全型農業直払交付金用

環境負荷低減のチェックシート

	実施状況	(1) 適正な施肥	翌年度取組計画
1	☐	肥料の適正な保管	☐
2	☐	肥料の使用状況等の記録・保存	☐
3	☐	作物特性やデータに基づく施肥設計 (簡易土壌診断、前作の収量等)	☐
4	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討 (堆肥や有機質肥料、緑肥等の活用等)	☐

	実施状況	(2) 適正な防除	翌年度取組計画
5	☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備 (健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等)	☐
6	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等)	☐
7	☐	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等)	☐
8	☐	農業の適正な使用・保管	☐
9	☐	農業の使用状況等の記録・保存	☐

	実施状況	(3) エネルギーの節減	翌年度取組計画
10	☐	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存	☐
11	☐	温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入 (省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、農場由来の温室効果ガス削減、ほ場への炭素貯留等)	☐

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書を読んだうえで、チェックを入れてください。

	実施状況	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	翌年度取組計画
12	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	実施状況	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	翌年度取組計画
13	☐	廃棄物の削減や適正な処理(プラスチック等の資材の使用量又は排出量削減や廃棄の際の処分の適正化)	☐

	実施状況	(6) 生物多様性への悪影響の防止	翌年度取組計画
14	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断 (発生予察情報の活用による防除等)(再掲)	☐
15	☐	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除 (物理防除・生物防除の活用等)(再掲)	☐

	実施状況	(7) 環境関係法令の遵守等	翌年度取組計画
16	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
17	☐	関係法令の遵守	☐
18	☐	農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施 (定期メンテナンス、点検記録作成等)	☐
19	☐	正しい知識に基づく農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善 (作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の操作方法確認等)	☐

翌年度、当該事業を取り組まない

☐

※翌年度に当該事業に取り組まない場合は、翌年度取組計画欄に/ (斜線) を記入し、「翌年度、当該事業を取り組まない」の□欄に✓を記入してください。

令和7年度中山間地域等直接支払交付金用

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート(集落協定向け案)

	報告時 (します)	(1)適正な施肥	報告時 (しました)		報告時 (します)	(5)廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
①	☐	集落協定として農産物生産を行う場合 肥料の適正な保管 (該当しない ☐)	☐	⑧	☐	共同取組活動を行う場合には、 プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
②	☐	集落協定として農産物生産を行う場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める (該当しない ☐)	☐		報告時 (します)	(6)生物多様性への悪影響	報告時 (しました)
	報告時 (します)	(2)適正な防除	報告時 (しました)	⑨	☐	共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合農薬の適 正な使用・保管 (該当しない ☐)	☐
③	☐	共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合農薬の適 正な使用・保管 (該当しない ☐)	☐	⑩	☐	共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合農薬の使 用状況等の記録・保存 (該当しない ☐)	☐
④	☐	共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合農薬の使 用状況等の記録・保存 (該当しない ☐)	☐	⑪	☐	生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場 合 生物多様性に配慮した事業実施に努める (該当しない ☐)	☐
	報告時 (します)	(3)エネルギーの節減	報告時 (しました)		報告時 (します)	(7)環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑤	☐	共有資産として入手した50万円以上の農機等がある場 合 農機等の燃料の使用状況の記録・保存に努める (該当しない ☐)	☐	⑫	☐	みどりの食料システム戦略の理解し、適切な事業実施に 努める	☐
⑥	☐	共有資産として入手した50万円以上の農機等がある場 合 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をし ないように努める (該当しない ☐)	☐	⑬	☐	関係法令の遵守	☐
	報告時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)	⑭	☐	機械等を扱う事業者である場合 (該当しない ☐) 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑦	☐	共同取組活動を行う場合には、 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐	⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

(申請時に☑)

(報告時に☑)

(申請時に☑)

(報告時に☑)

※令和3年5月12日に決定。詳しくは、みどりの食料システム戦略HPへ

(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html#Midorisenryaku>)

(注) ・ 該当するものについて実施する場合は「します」、「しました」にチェックし、該当しない場合は、「該当しない」にチェックします。

・ 集落協定については、集落協定として行う共同取組活動がチェックシートの対象となります。

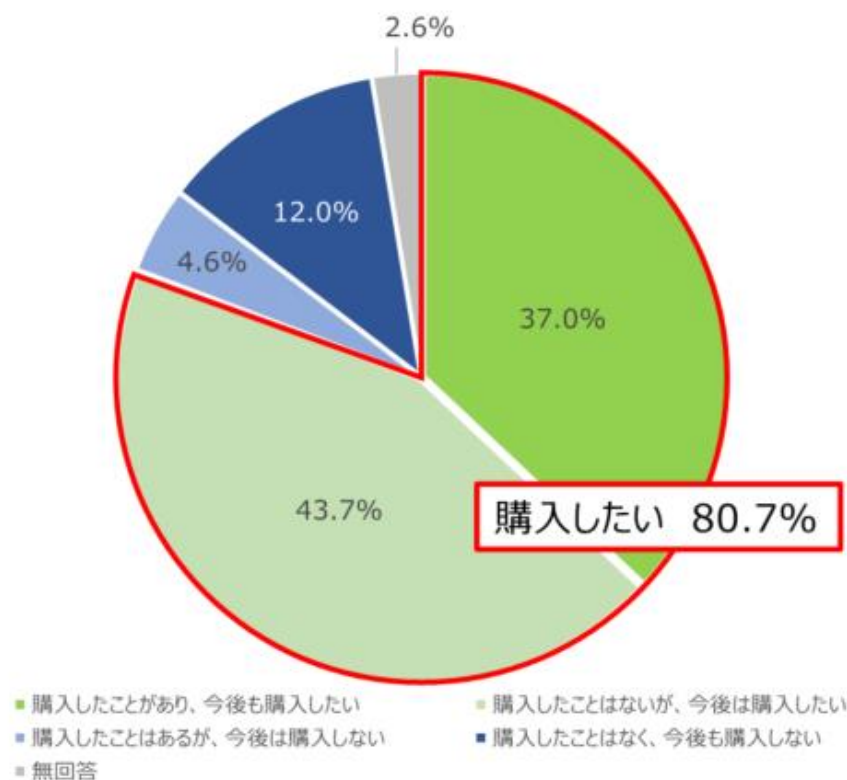
「見える化」の取組について

環境に配慮した農産物を 消費者に買ってもらうための工夫が必要です！

- 環境に配慮した生産手法によって生産された農産物を購入したことがない、または、今後購入しない理由として、「どれが環境に配慮した農産物かわからないため」と答えた人が6割以上。
- 環境負荷低減の取組の「見える化」を通じて消費者が選択できる環境を整備することが重要。

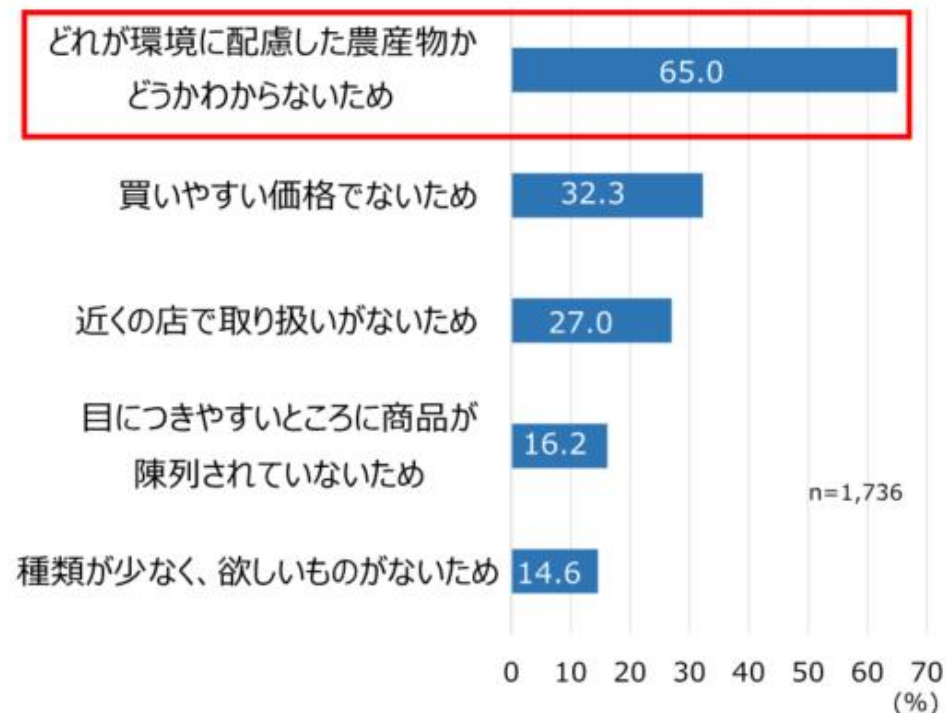
■ 「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」(内閣府、令和5年9月14日～10月22日実施、有効回収数2,875人)

問 環境に配慮した生産手法によって生産された農作物を
実際に購入したことがありますか。 n=2,875



問 環境に配慮した生産手法によって生産された農産物の購入
について、購入したことがない、または、今後購入しない理由
は何ですか。(○はいくつでも)

(上位5項目)



農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」

- 化学肥料・化学農薬の使用低減などの栽培情報を用いて、温室効果ガス削減への貢献の度合いを、星の数で表示。

(米の場合の例)

生物多様性保全への配慮

<取組一覧>

化学農薬・化学肥料の 不使用	2点
化学農薬・化学肥料の 低減 (5割以上10割未満)	1点
冬期湛水	1点
中干し延期または中止	1点
江の設置等	1点
魚類の保護	1点
畦畔管理	1点

★ : 取組の得点1点
★★ : // 2点
★★★ : // 3点以上

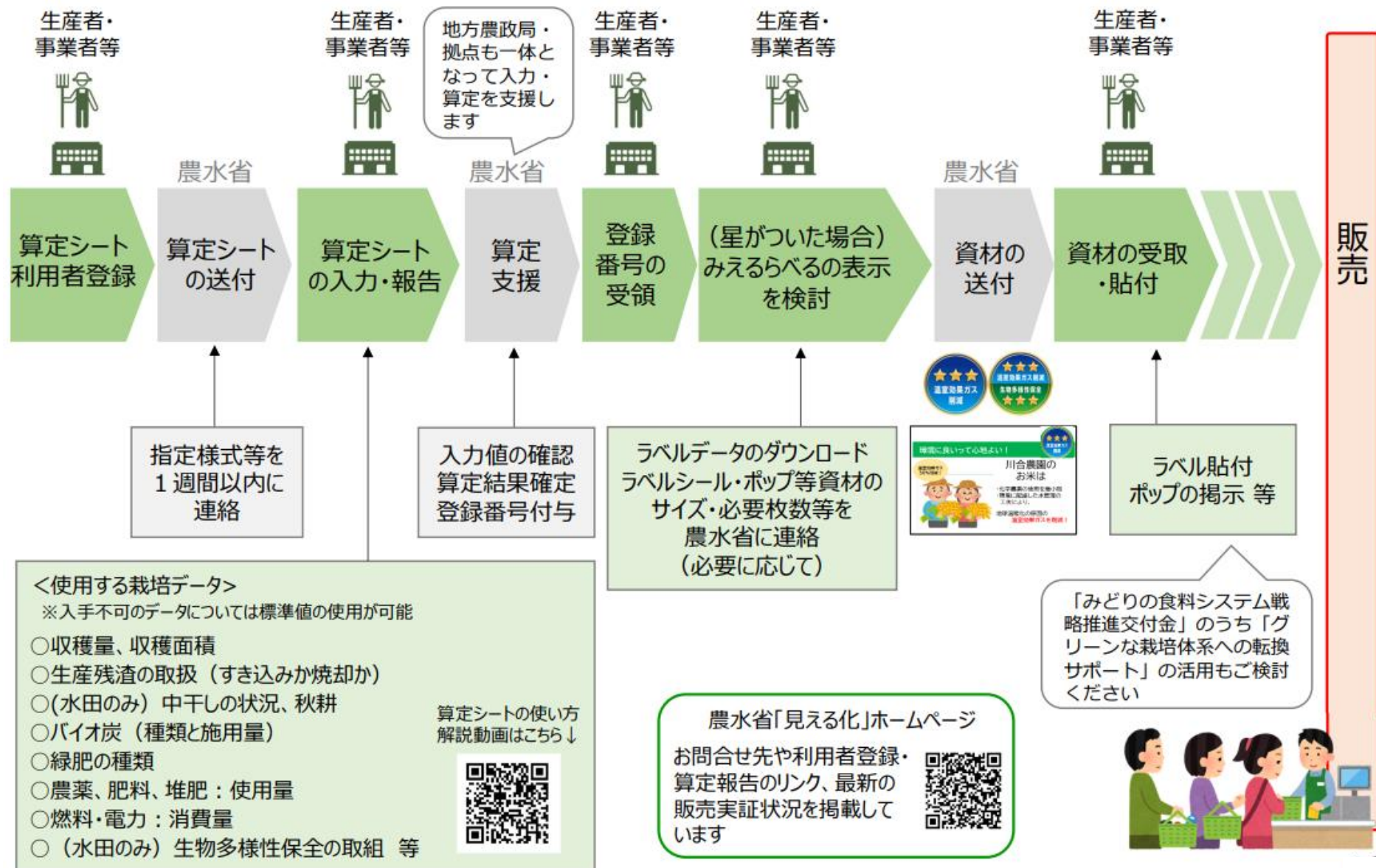
見る × 選べる
≡
みえるらべる



【鹿児島市の店舗の様子】



「見える化」の具体的な手続き



「J-クレジット」について

J-クレジット制度の活用

- ・ J-クレジット制度とは、
事業者の温室効果ガスの排出・吸収量を「クレジット」として
国が認証する制度。
- ・ クレジットは、売買することが可能。

<対象となる取組例>

バイオ炭の農地施用



水稻栽培における中干し期間の延長



ヒートポンプ空調設備の導入



木質バイオマス加温機の導入



温泉熱を利用した加温システムの導入



個液分離機による家畜排せつ物
管理方法の変更



(参考) J-クレジット制度にける農業分野の方法論

- J-クレジット制度では、排出削減・吸収に資する対象技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法を規定（これを方法論という）。
- 現在、J-クレジット制度全体で、70の方法論を承認。このうち、農業分野の方法論は6つ（2024年9月現在）。

■農林漁業者・食品産業事業者等による活用 が想定される主な方法論 2023年11月時点

省エネ	ボイラーの導入
	ヒートポンプの導入
	空調設備の導入
	園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入
再エネ	バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替
	太陽光発電設備の導入
農業	牛・豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌
	家畜排せつ物管理方法の変更
	茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥
	バイオ炭の農地施用
	水稻栽培における中干し期間の延長
森林	肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌
	森林経営活動 再造林活動

■農業分野の方法論

・牛・豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌

家畜にアミノ酸バランス改善飼料を給餌することにより、排せつ物管理からの一酸化二窒素(N_2O)排出量を抑制

・家畜排せつ物管理方法の変更

家畜排せつ物の管理方法を変更することにより、メタン(CH_4)及び N_2O の排出量を抑制

・茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥

茶園に施用する窒素肥料を硝化抑制剤入りの化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料に代替することで、土壌からの N_2O 排出量を抑制

・バイオ炭の農地施用

バイオ炭を農地に施用することで炭素を土壌に貯留

・水稻栽培における中干し期間の延長 (令和5年4月追加)

水稻の栽培期間中に水田の水を抜いて田面を乾かす「中干し」の実施期間を従来よりも延長することで、土壌からの CH_4 排出量を抑制

・肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌 (令和5年11月追加)

肉用牛に、バイパスアミノ酸を加えた飼料を給餌することで育成を促進し、従来より肥育期間が短縮されること等により、枝肉重量あたりの CH_4 及び N_2O の排出量を抑制

J-クレジットの紹介動画が
YouTube maffchannel にのっています！ぜひご覧下さい！



J-クレジット制度に関するお問い合わせ先

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
サステナビリティコンサルティング第1部
J-クレジット制度事務局

TEL : 03-5281-7588

e-mail : help@jcre.jp

「みどり認定」について

農業者が「みどりの食料システム法」の認定を受けた場合の主な支援

< 都道府県が認定 >

都道府県



市町村



農業者

環境負荷低減事業活動
の実施に関する計画

- ・ 農業経営の概況
- ・ 環境負荷低減活動の内容、目標などを記載

< 主な支援 >

- ・ 設備投資の際の
所得税・法人税の優遇
- ・ 国庫補助金の採択での優遇
- ・ 日本政策金融公庫の
農業改良資金等の貸付け
など

※ 令和9年度を目標に、
環境保全型農業直接支払交付金等
については、
みどりの食料システム法の認定を受
けた農業者を支援する、新たな仕組み
に移行することを検討。

「みどりの食料システム法」に基づく農業者※の認定状況

	都道府県数	認定者数（経営体数）
全国の認定者数	46	18,718

（令和6年10月末）

都道府県	認定者数 （経営体数）	都道府県	認定者数 （経営体数）	都道府県	認定者数 （経営体数）
北海道	240	静岡県	162	広島県	7
青森県	25	新潟県	140	山口県	180
岩手県	49	富山県	359	徳島県	218
宮城県	339	石川県	759	香川県	37
秋田県	33	福井県	11,071	愛媛県	791
山形県	84	岐阜県	42	高知県	2
福島県	168	愛知県	41	福岡県	6
茨城県	264	三重県	24	佐賀県	29
栃木県	438	滋賀県	32	長崎県	155
群馬県	299	京都府	321	熊本県	551
埼玉県	34	大阪府	7	大分県	10
千葉県	50	兵庫県	49	宮崎県	56
東京都	0	奈良県	39	鹿児島県	216
神奈川県	123	和歌山県	651	沖縄県	298
山梨県	14	鳥取県	56		
長野県	48	岡山県	185		

※ みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた者。

みどり投資促進税制

みどり認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却(特別償却)できます。

(機械等:取得価額×32%、建物等:取得価額×16%)

対象者

青色申告を行う農業者又は農業者の組織する団体で
みどり認定を受けて化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む方

対象設備

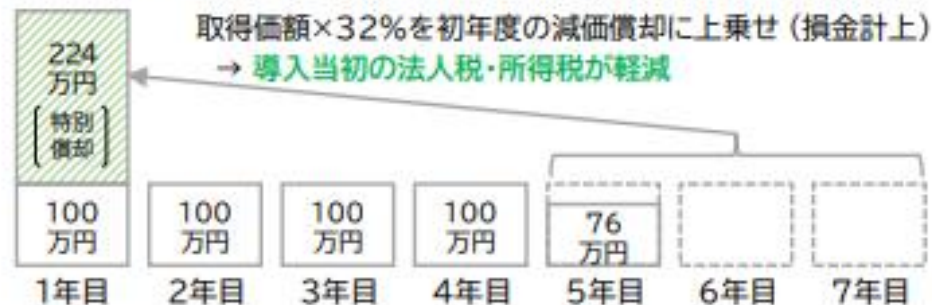


対象機械はコチラ

- みどり認定を受けた後、令和4年7月1日から令和8年3月31日までに取得したものであること
 - 次の2点を満たす機械のほか、機械と一体的に整備する建物も対象
 - ✓ 取得価額の合計が100万円以上であること
 - ✓ 農水省HPに掲載された対象機械であること
- (局所施肥機、除草機、堆肥散布機、色彩選別機、園芸施設の灌水施肥装置など60機種以上)

【特別償却のイメージ】

700万円・耐用年数7年の農業機械を導入 ※定額法の場合



主な国庫補助事業等における優遇措置

事業名	優遇措置	事業名	優遇措置
みどりの食料システム戦略推進交付金（R5補正・R6当初）	ポイント加算・事業要件	畜産生産力・生産体制強化対策事業（R6当初）	ポイント加算
強い農業づくり総合支援交付金（うち産地基幹施策等支援タイプ）（R6当初）	ポイント加算	畜産・酪農収益力強化総合整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）（R5補正）	ポイント加算
農地利用効率化等支援交付金（R6当初）	優先枠	新規就農者育成総合対策（うち経営発展支援事業）（R6当初）	ポイント加算
担い手確保・経営強化支援事業（R5補正）	優先枠・ポイント加算	産地生産基盤パワーアップ事業（うち収益性向上タイプ）（R5補正）	ポイント加算

【強い農業づくり総合支援交付金の事例】

JAやつしろトマト選果場利用組合



ハウス内で栽培されるトマト



内張・外張の多層化（二重被覆）平張り＋サイドカーテン

日本政策金融公庫の農業改良資金等の貸付

環境負荷低減に取り組む農業者、事業者の設備等の導入に係る資金繰りを支援。

対象者		取組のイメージ（例）	措置内容
農業者		化学肥料・化学農薬の使用低減に資する 除草機、可変施肥機等の導入	農業改良資金（無利子）の貸付 償還期間の延長
	（畜産・酪農）	自らの事業活動に伴うメタン排出の抑制に資する 家畜排せつ物の強制攪拌装置等を備えた施設の 導入	畜産経営環境調和推進資金の貸付 （利率：1.20%、20年以内）

※金利表示は、令和6年10月現在のもの

※融資の利用に当たっては、別途日本政策金融公庫等による審査が必要

(参考) 「みどりの食料システム法」の認定事例

令和5年から各都道府県による農林漁業者の計画認定が本格的にスタート46都道府県で18,781経営体が認定（令和6年10月末）されている。

大阪堺植物工場(株) (大阪)



トマトの水耕栽培において、ヒートポンプ導入によるGHG排出量の削減や捕虫器/ラノーテープ等の活用による化学農薬の使用低減に取り組む。パイヤーとの継続的な信頼確保のため認定を取得。

JAにいかっぷピーマン生産部会 (北海道)

ピーマン生産部会に所属する49名で、馬ふん堆肥の活用や天然物質由来の農薬への切替を図り、化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む。消費者への訴求につながることを期待。

(株)エーデルワイン (岩手)



醸造用ブドウの栽培において牛ふん堆肥の活用や機械除草によって、化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む。更に、みどり認定を取得した地元農家からの仕入れを積極的に行い、環境負荷低減の取組を推進。

因州しかの菌づくり研究所 (鳥取)



シイタケの栽培において、木製種駒を活用したプラスチック資材の使用低減や薪灯油兼用型乾燥機の導入による燃油使用量の削減に取り組む。取組を消費者にPRするため認定を取得。

JA福井県 (福井)

JA組合員の水稲生産者9,653名で、従来の化学肥料・化学農薬の使用低減の取組だけでなく、新たに早期秋耕の推進や、農業用プラスチックの含有量を削減した肥料の活用に向け、JA一丸となって取り組む。

(株)前田牧場 (栃木)



アミノ酸バランス改善飼料を肉用牛に給餌し、家畜排せつ物から発生するGHGの削減を図る。生産した牛肉を「地球にやさしいお肉」としてブランド化。

JAやつしろトマト選果場利用組合 (熊本)



利用組合に所属する212名で、ミニトマト、トマトの栽培において、被覆資材の多層化により、GHG排出量の削減に取り組む。強い農業づくり総合支援交付金におけるみどり認定のポイント加算を活用し、集出荷貯蔵施設を整備。

多良間地区さとうきび生産組合 (沖縄)

島内のさとうきび農家225名で「島ごとエコファーマー」を掲げ、さとうきびの栽培において、島全体で、化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む。



サノオーキッド (三重)

洋ランの施設栽培において、被覆資材や循環扇の活用等により、GHG排出量の削減と経営効率化の両立を進める。将来的な補助事業活用時のメリット措置に期待。



鹿児島県拠点の取組について

みどりの食料システムの実現に向けた令和6年度の取組 (@鹿児島企画)

○環境にやさしい農業研修

化学肥料・農薬の使用を抑えた農業、
有機農業を始めるための技術やノウハウの習得の場
(7月30日(火)@鹿児島県農業開発総合センター
12月11日(水)@始良市 など)



【高速局所施肥機による実演】

○農業体験、料理実習、食育セミナー

消費者に、環境にやさしい農業を知ってもらう、
有機食材による郷土料理を作って食べてもらう、
食育セミナーで日本型食生活の必要性を理解してもらい、
地元の食材を食べることを習慣に！

7月28日(日)@NPO法人霧島食育研究会

8月23日(金)食と音楽のランチコンサート

10月19日(土)有機野菜を使ったクッキング講座 など)

1月18日(土)鹿児島県栄養士会の料理教室



○環境にやさしい農産物のPR販売

スーパーなどの店頭で、消費者に対して、
環境にやさしい農産物の価値を直接伝える！
(12月8日は有機農業の日、
有機、化学肥料・農薬低減、IPMによる農産物 など)



「有機農業」を推進するための現地研修会

日時：令和6年12月11日（水） 13:00～16:30

場所：(有)かごしま有機生産組合育苗施設
始良公民館

内容：

第1部 (有)かごしま有機生産組合の有機苗生産施設見学

第2部 取組等の報告、意見交換

- 農林水産省からの情勢報告
- 有機農業の取組の現状について
あいら有機部会会長
(取組のきっかけ、活動状況等)
- 有機農業の進め方について
鹿児島県普及指導員
(有機農業の栽培技術等)
- 学校給食における有機農産物等の利用拡大の取組について
始良市教育委員会保健体育課
- 有機農産物の販売拡大に向けた取組
 - ・ オーガニックで未来に繋ぐ
かごしま有機生産組合
 - ・ 「あいら有機野菜」の集荷販売
JAあいら

かごしま有機生産組合の育苗ハウス



あいがもロボット



有機農産物を利用した学校給食



環境にやさしい農産物のPR販売

県内の小売店等で順次実施

(11月27日現時点の予定)

- ・ 12/7～8 イオン九州
(イオンモール鹿児島)
- ・ 12/10 城山ストアー
(高見馬場店)
- ・ 12/11 城山ストアー
(アミュプラザ店)
- ・ R7.1下旬 ニシムタ
- ・ R7.1下旬 山形屋ストア

【首都圏の店舗での売り場の事例】

(慣行栽培と有機JASの農産物の違い
(価値) を伝える)



さて、鹿児島の
店頭は？

(店頭では、農業者が生産した農産物を積極的にPR)



(参考) 有機JAS等の表示の解説



有機農産物とは

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないことを基本として、組換えDNA技術を用いていない種子又は苗等を使用し農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減して栽培されたものです。



IPM栽培とは

病虫害や雑草などを農薬をできる限り使わないで、てんとう虫などの天敵やさまざまな方法を組み合わせて防除する栽培方法です。



かごしまの農林水産物認証制度 (K-GAP) とは

鹿児島県が定めた安心・安全の基準に沿って生産された農林水産物を認証する制度です。

※ 特別栽培農産物は化学肥料及び節約対象農薬ともに慣行基準より5割以上減らして栽培された農産物です。
この他、化学肥料当地比5割減、節約対象農薬当地比5割減、農薬栽培期間中不使用などがあります。

農林水産省新ガイドラインによる表示
特別栽培農産物
節約対象農薬：当地比5割減
化学肥料（窒素成分）：栽培期間中不使用
栽培責任者 ○○○○
住 所 ○○県○○町△△
連絡先 TEL□□-□□-□□
確認責任者 △△△△
住 所 ○○県○○町◇◇
連絡先 TEL□□-□□-▽▽

節約対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
○○○	殺菌	1回
□□□	殺虫	2回
△△△	除草	1回

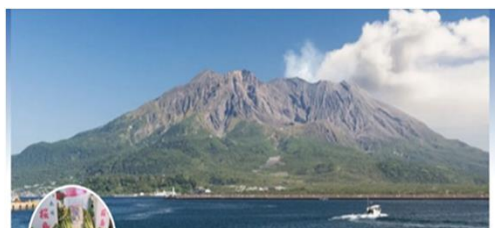
特別栽培農産物とは

その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節約対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節約対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下で生産された農産物です。

農林水産省九州農政局鹿児島県拠点では SNSの公開ページを開設しました！

農政の動き、鹿児島県拠点の活動レポートなど、
タイムリーに配信いたします！

Facebook



九州農政局鹿児島県拠点



リンク先

→<https://www.facebook.com/kagoshimakenkyoten>



Instagram



リンク先

→https://www.instagram.com/kagoshima_info2024/



X(エックス)



リンク先

→https://x.com/kyushu_kago



ご清聴、ありがとうございました。

**資料に関するお問い合わせは、
九州農政局鹿児島県拠点をお願いします。**

連絡先：099(222)5840